

平成20年度決算に基づく

球磨村財政健全化判断比率及び資金不足比率について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は毎年度決算に基づき財政健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告するとともに住民に対し公表することが義務付けられました。

そこで、本村の平成20年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

1. 財政健全化判断比率

平成20年度決算数値をもとに算定した『実質赤字比率』『連結実質赤字比率』『実質公債費比率』『将来負担比率』を公表します。

本村においてはいずれの比率も基準を下回っています。

(単位：%)

	平成20年度	早期健全化基準	財政再生基準	(参考) 平成19年度
実質赤字比率	—	15.00	20.00	—
連結実質赤字比率	—	20.00	40.00	—
実質公債費比率	9.6	25.0	35.0	10.2
将来負担比率	51.3	350.0		64.2

※実質赤字及び連結実質赤字については実質赤字額がないため「—(ない)」と表示しています。

2. 公営企業の資金不足比率

平成20年度決算数値をもとに算定した公営企業の『資金不足比率』を公表します。

本村が公営企業として特別会計で運営している簡易水道特別会計については、基準を下回っています。

(単位：%)

特別会計の名称	平成20年度	経営健全化基準	(参考) 平成19年度
簡易水道特別会計	—	20.0	—

※資金不足が発生していないため「—(ない)」と表示しています。

算定の結果、昨年度の数値と比較しても実質公債費比率が0.6ポイント、将来負担比率が12.9ポイント改善され、球磨村の財政が健全に運営されている事を表す結果となりました。

用語の説明

○実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。財政運営の深刻度を示します。

○連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率です。村全体の財政運営の深刻度を示します。

○実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3カ年の平均値)です。

○将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。将来、財政を圧迫する可能性を示します。

○資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

※標準財政規模とは…地方自治体の一般財源(使い道を限定されないお金)の標準的な大きさを示す指標です。